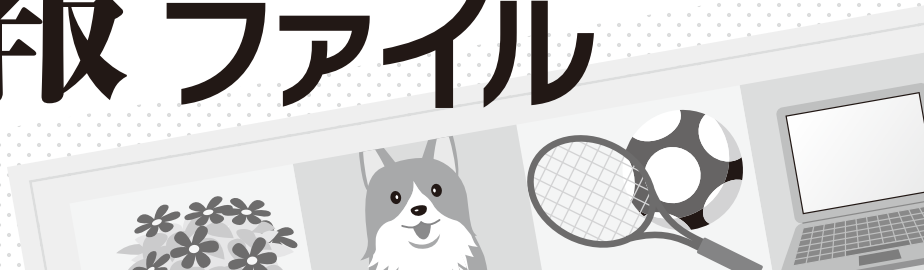


情報ファイル

information file



教育

小学校新入学の保護者の皆さんへ

入学通知書を
送付します

平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれたお子さんは、4月から小学校へ入学します。

対象となるお子さんのいる家庭へ、入学するお子さんの氏名・小学校名・入学式の日付などを明記した入学通知書を、1月下旬ごろ（幼稚園・保育園に在園の方は、各幼稚園・保育園を通して）送付します。

入学通知書が届かないときや、3月31日（土）までに転入・転居を予定している方は、学校経営グループへご連絡ください。

外国籍のお子さんは、保護者の方が希望すれば入学できません。詳しくは問い合わせてください。

問合せ先

教育委員会学校経営グループ
☎5211111（内線31）

確定申告

おむつ使用に係る
費用の医療費控除

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年以降であり要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても「市が介護保険法に基づき要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」により、寝たきり状態であること、および尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

該当する方は、介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までどおりの取り

扱いとなりますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ
☎5219871

要介護認定を受けて
いる方の障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、障害者控除として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として、身体障害者手帳、療育手帳などが必要です。

また、これらを持っていない方で、平成23年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ

☎5219871

相談

司法書士会による
無料登記相談会

とき 2月4日（土） 午前9時～11時

ところ 市役所1階市民相談室

内容

・土地建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記

・会社、法人登記

※相談希望の方は、2月3日（金）までにかからず予約電話をしてください。（予約のない方は相談を受けられません。）

予約先

愛知県司法書士会西三河支部
予約担当司法書士松井事務所
☎5213003

